○厚生労働省告示第三百七十八号

確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第六十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年十一月二日指法三十二号をもって指定した指定法人エーオンヒューイットジャパン株式会社は、同項第一号に掲げる要件に該当しなくなったため、同条第二項の規定に基づき平成二十五年十月十八日付けで同会社に係る指定を取り消したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月二十四日　厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第三百七十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である株式会社東洋環境分析センターについて、平成二十五年五月二十日をもって次の事業所を設置する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年十二月二十四日　厚生労働大臣　田村　憲久

設置する事業所の名称	設置する事業所の所在地
株式会社東洋環境分析センター九州食品分析センター	鹿児島県姶良市加治木町木田二千四百七十七番地

○厚生労働省告示第三百八十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の一部廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十五年十二月二十四日　厚生労働大臣　田村　憲久

登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
公益財団法人兵庫県予防医学協会	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査のうち理化学的検査の業務	平成二十五年十一月一日

○厚生労働省告示第三百八十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である株式会社東洋環境分析センターについて、実施する製品検査の種類を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年十二月二十四日　厚生労働大臣　田村　憲久

登録検査機関の名称	変更後の製品検査の種類	変更前の製品検査の種類	変更の日
株式会社東洋環境分析センター	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査及び細菌学的検査	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査	平成二十五年五月二十日

○農林水産省告示第三千九十六号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条の二第一項及び第二項の規定に基づき、平成十九年七月二十五日農林水産省告示第九百六十四号（衛星船位測定送信機による位置の報告義務について海域及び報告の方法を定める件）の全部を改正し、平成二十五年十二月三十一日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日　農林水産大臣　林　芳正

指定漁業の名称	海域	報告の方法
遠洋底びき網漁業	一　北緯二十五度の線、東経百六十五度の線、北緯五十度の線、西経百七十五度の線により囲まれた海域（アメリカ合衆国の排他的経済水域を除く。）	六時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
	二　北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約（昭和五十五年条約第一号）第一条第一項に規定する条約区域	二時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
大中型まき網漁業（別記の海区を操業区域としていないものに限る。）	次に掲げる海域を除く海域 イ　我が国の排他的経済水域、領海及び内水から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。） ロ　大韓民国の排他的経済水域、領海及び内水 ハ　中華人民共和国の排他的経済水域、領海及び内水	六時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
大中型まき網漁業（別記の1又は2の海区を操業区域とするものに限る。）	一　インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定（平成八年条約第三号）第二条に規定するインド洋の海域	四時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
遠洋かつお・まぐろ漁業 近海かつお・まぐろ漁業	二　次に掲げる海域を除く海域 イ　前号の海域 ロ　我が国の排他的経済水域、領海及び内水から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）	六時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。

別記　操業区域

1　太平洋中央海区　東経百七十九度五十九分四十三秒以西の北緯二十度二十一秒の線、北緯二十度二十一秒以北、北緯四十度十六秒以南の東経百七十九度五十九分四十三秒の線及び東経百七十九度五十九分四十三秒以東の北緯四十度十六秒の線から成る線以南の太平洋の海域（南シナ海の海域を除く。）

2　インド洋海区　南緯十九度五十九分三十五秒以北（ただし、東経九十五度四秒から東経百九度五十九分五十六秒の間の海域については、南緯九度五十九分三十六秒以北）のインド洋の海域

○農林水産省告示第三千九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県岡山市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）